

人権週間

12月4日～10日までの1週間

◆電話による相談窓口

・子どもの人権110番

(☎0120・007・110)

・女性の人権ホットライン

(☎0570・070・810)

・右記以外の専用相談電話

(☎0570・003・110)

【人権のつどい】

■とき 令和元年12月7日(土) 13時～

■場所 岩出市立市民総合体育館

岩出市荊本63の2

【お申し込み・お問い合わせ先】

那賀振興局総務県民課

(☎0736・61・0006)

◆面談による相談窓口

和歌山地方法務局御坊支局

(御坊市蘭369の6)

◆受付 月曜日～金曜日

8時30分～17時15分

(12月29日～1月3日及び休日を除く)

人権週間は、家庭で、職場で、学校で、家族と、みんなと人権を考える1週間です。男女差別、障がい者差別、外国人差別、部落差別など、あらゆる差別や偏見をなくし、みんなが明るく暮らせる社会を作りたいものです。そのためには、わたしたち一人ひとりが、人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識を持つことがとても大切です。

今一度、身近なことから人権を考えてみませんか。

人権のことについて相談のある方は、お近くの人権擁護委員・法務局・役場まで、お問い合わせください。

日高町人権擁護委員、和歌山地方法務局御坊支局、日高町では、次の日程で街頭啓発を行います。

■とき 令和元年12月4日(水)

9時～10時

■場所 Aコープひだか店前

■内容 啓発グッズの配布

人権相談・行政相談。
心配ごと相談合同相談所
開設のお知らせ

12月4日(水)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を日高町保健福祉総合センター2階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。



相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、弁護士の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会
(☎63・2751)まで。

みんなで築こう 人権の世紀
～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

子ども医療費制度 のしくみ

子ども医療費制度は、高校3年生までのお子さまを対象に、医療費の一部を助成する制度です。

対象は、町内にお住まいのすべての0歳～18歳のお子さま

保護者の所得に関係なく、日高町内に住所を有する0歳～18歳（出生から高校3年生終了時まで）のすべてのお子さまが対象です。

医療費の助成（外来・入院）

通院と入院にかかる保険診療の自己負担分を助成します。

ただし、入院中の食事代、保険のきかない差額ベッド料などは助成の対象になりません。

申請が必要です

助成を受けるには、町への申請が必要です。

申請時には、健康保険証と印鑑をご持参ください。（転入された場合は、前住所での課税証明書が必要な場合があります）

出生のときには出生届と、転入のときには転入届と一緒に申請してください。

また、対象のお子さままたは保護者の氏名を変更したとき、転居したとき、加入している医療保険の変更があったとき、お子さまが婚姻したときは、必ず届出をしてください。

医療を受けるとき

◆和歌山県内の医療機関で 受診するとき

医療機関の窓口へ、子ども医療受給者証と健康保険証を出してください。保険診療の自己負担分は、町へ請求されますので、本人の支払いはありません。

◆和歌山県外の医療機関で 受診するとき

1 医療機関の窓口へ、健康保険証を出してください。

2 保険診療、保険外診療にかかわらず自己負担分を支払い、保険点数が確認できる領収書などをもらってください。

3 住民福祉課窓口へ、領収書、受給資格証、印鑑、金融機関の通帳（ゆうちょ銀行を含む）をご持参のうえ、支給申請をしてください。

申請額を審査し、後日決定額を支給します。

なお、申請は診療日から5年

以内にお願ひします。5年を過ぎると無効になります。

詳しくは、住民福祉課（☎63・3800）まで。

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象

2019年1月～12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子様など）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、2019年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、2019年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られておりますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（2019年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようキチンと納めましょう。

